

令和5年度

第206回宮城県都市計画審議会

報告資料2

○仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

令和5年11月

宮城県都市計画課

■都市計画区域マスタープランの見直しについて

■ 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の標準的な構成は下記のとおりとなっている。（都市計画法第6条の2）

都市計画の整備、開発及び保全の方針
（都市計画区域マスタープラン）

A. 都市計画の目標

(イ)人口の現況及び将来の見通し ← 第205回都市計画審議会 報告事項

(ロ)産業規模の現況及び将来の見通し

B. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

C. 主要な都市計画の決定の方針

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

市街地開発事業に係る主要な都市計画の決定の方針

自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

防災に関する都市計画の決定の方針

今回の説明内容

図 1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の標準構成

A - (ロ) 産業の現状及び将来の見通しの考え方

■ 前回の産業の規模

前回の見直しは平成30年5月改定

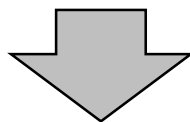
(抜粋)平成30年5月 第7回都市計画区域マスタープランより

産業の規模

「宮城の将来ビジョン」における「富県宮城」を実現するため、戦略的に支援することとしている高度電子機械産業、自動車関連産業、食品製造業の集積促進などを目標とし、本区域における将来の概ねの産業規模を次のとおり推計する。

【おおむねの産業規模】

	区 分	現 況	平成37年	平成47年	
生産規模	製造品出荷額等	20,857億円	25,315億円	29,432億円	①
	小売販売額	15,144億円	13,397億円	12,104億円	②
	卸売販売額	66,874億円	58,041億円	53,749億円	



第8回見直しにおいても、前回と同様に、「製造品出荷額等」「小売販売額」「卸売販売額」の目標年度の金額を算出する。

なお、算出は宮城県の総合計画である「新・宮城の将来ビジョン」を基に算出する工業系の①「製造品出荷額等」と、趨勢により算出する商業系の②「小売販売額」「卸売販売額」と分けて行う。

■ 推計の考え方

① 製造品出荷額等

「新・宮城の将来ビジョン・実施計画(前期:令和3年度～令和6年度)」における
将来目標値を基本に推計

(算定式)

推計値＝仙塩地区製造品出荷額等の実績

×「新・宮城の将来ビジョン・実施計画(前期)」における年平均増加率

※工業系は、上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」における
年平均増加率より算出を行う。

② 年間商品販売額（小売販売額・卸売販売額）

各地区の実績値の趨勢を基に推計

(算定式)

推計値＝卸売販売額の趨勢による推計値＋小売販売額の趨勢による推計値

※商業系は、上位計画などで目標値を定めていないため、
趨勢にて推計を行う。

図 2 産業フレーム推計の考え方

① - 1 (工業系)「新・宮城の将来ビジョン・実施計画」の目標値

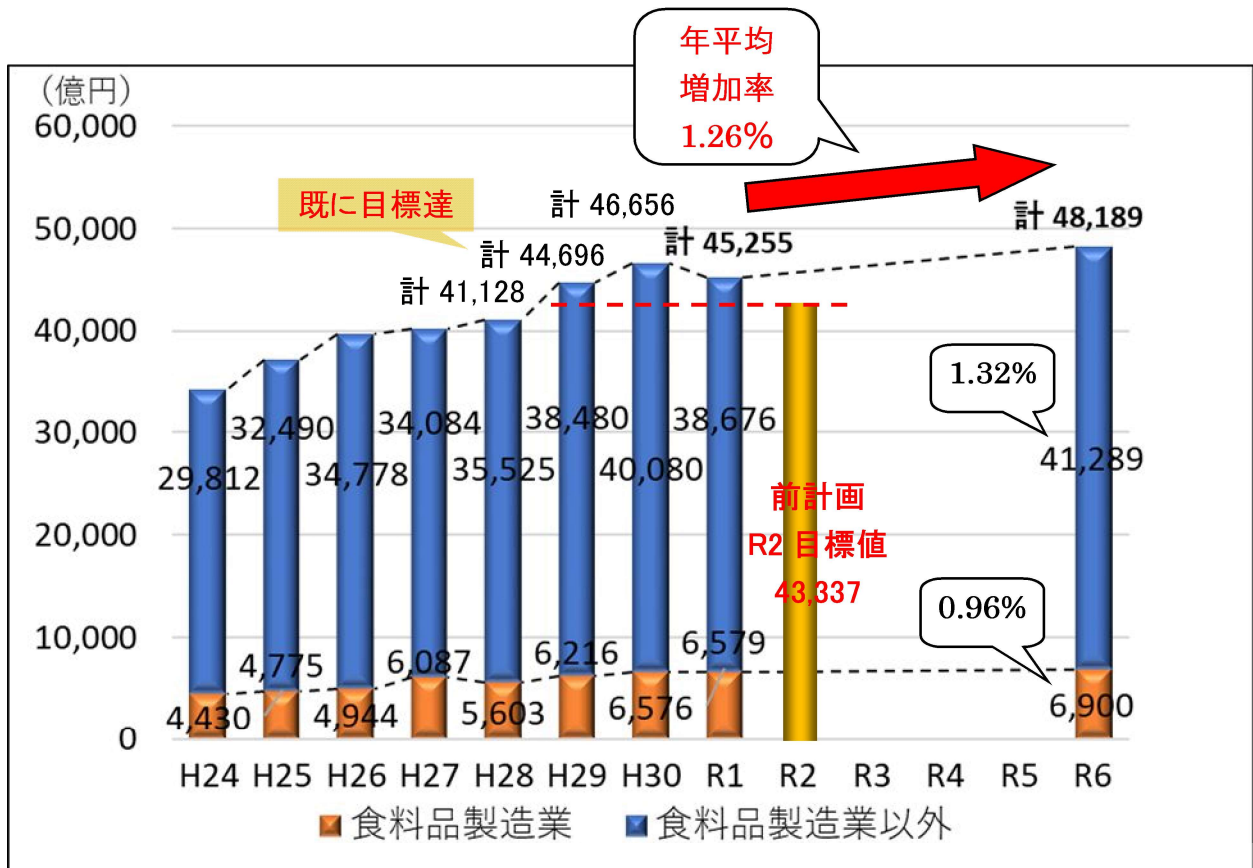
【宮城県】

○製造品出荷額等の増加率(合計)

令和元年から令和6年の5年間で約 2,934 億円の増加を見込んでいる(年平均増加率は 1.26%)

○製造品出荷額等の増加率(産業別)

食料品製造業の年平均増加率は 0.96%であるのに対し、それ以外の産業では 1.32%と高い年平均増加率になっている。



※赤字は産業種別の令和元年から令和6年における年平均増加率

資料:新・宮城の将来ビジョン 実施計画

図 3 宮城県の製造品出荷額等の実績と目標値

① - 2 (工業系)「富県宮城」の進捗状況

【仙塩地区】

○企業誘致の状況

平成31年1月には、**CKD株式会社**が東北工場を竣工。

令和4年1月には、生産拡大を続けてきた

プライムアース EV エナジー株式会社が第7工場を竣工。



資料:CKD 株式会社プレスリリース

平成31年1月 CKD 株式会社東北工場を竣工(大衡村)



資料:みやぎ移住・交流ガイド

令和4年1月 プライムアース EV エナジー株式会社第7工場を竣工(大和町)

図 4 仙塩地区における企業誘致の状況

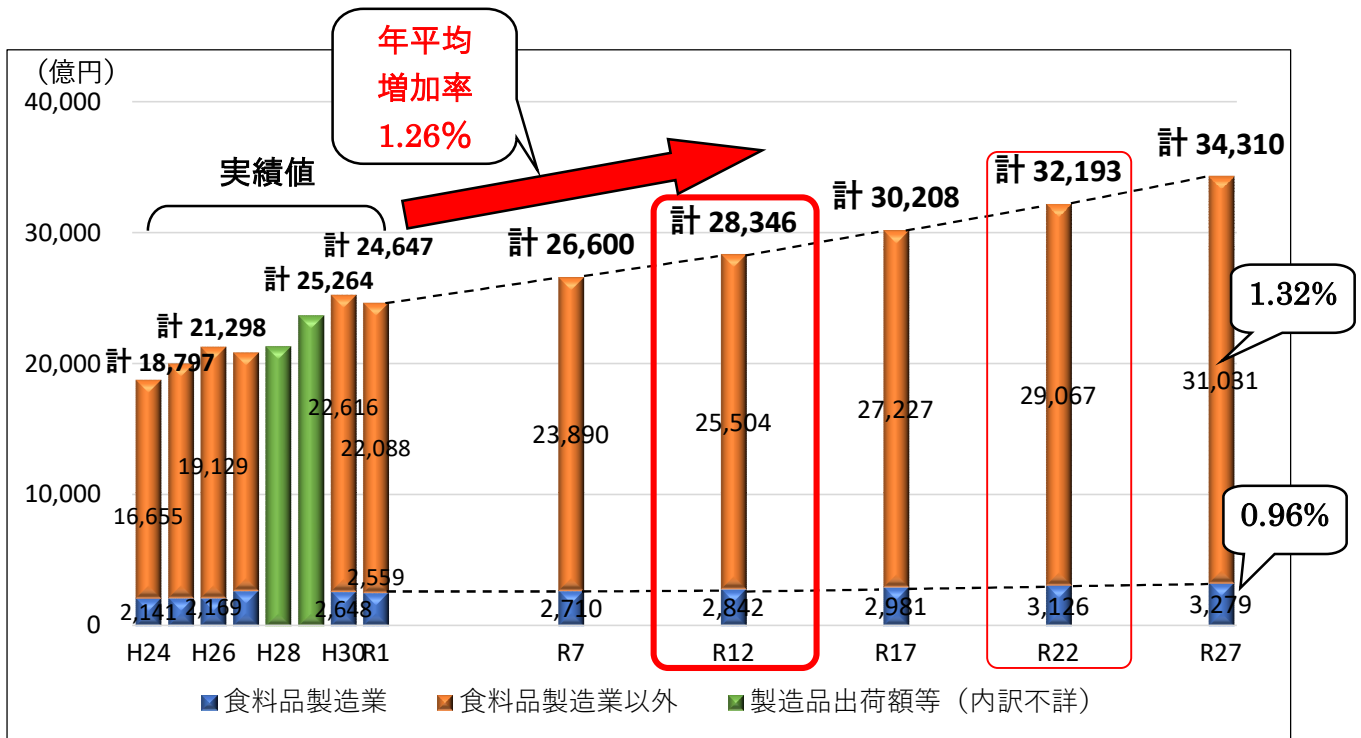
A. 都市計画の目標

(ロ)産業の現状及び将来の見通しの考え方

① - 3 (工業系) 製造品出荷額等の推計

上位計画との整合を図るため「新・宮城の将来ビジョン・実施計画」における年平均増加率を用いて推計を行った。

【仙塩地区】
 ○「仙塩地区の製造品等出荷額」は仙塩地区の各市町村の製造品出荷額等の実績値を合計して算出(令和元年における宮城県のシェア率は54.4%)
 ○「新・宮城の将来ビジョン」より年平均増加率(1.26%)を用い算出
 ○製造品出荷額等(合計)
 令和12年には2兆8,346億円、令和22年には3兆2,193億円への増加が見込まれる。



資料:新・宮城の将来ビジョン、工業統計調査、経済センサス等を用いて推計

図 5 仙塩地区の製造品出荷額等の推移

② (商業系) 年間商品販売額の推計

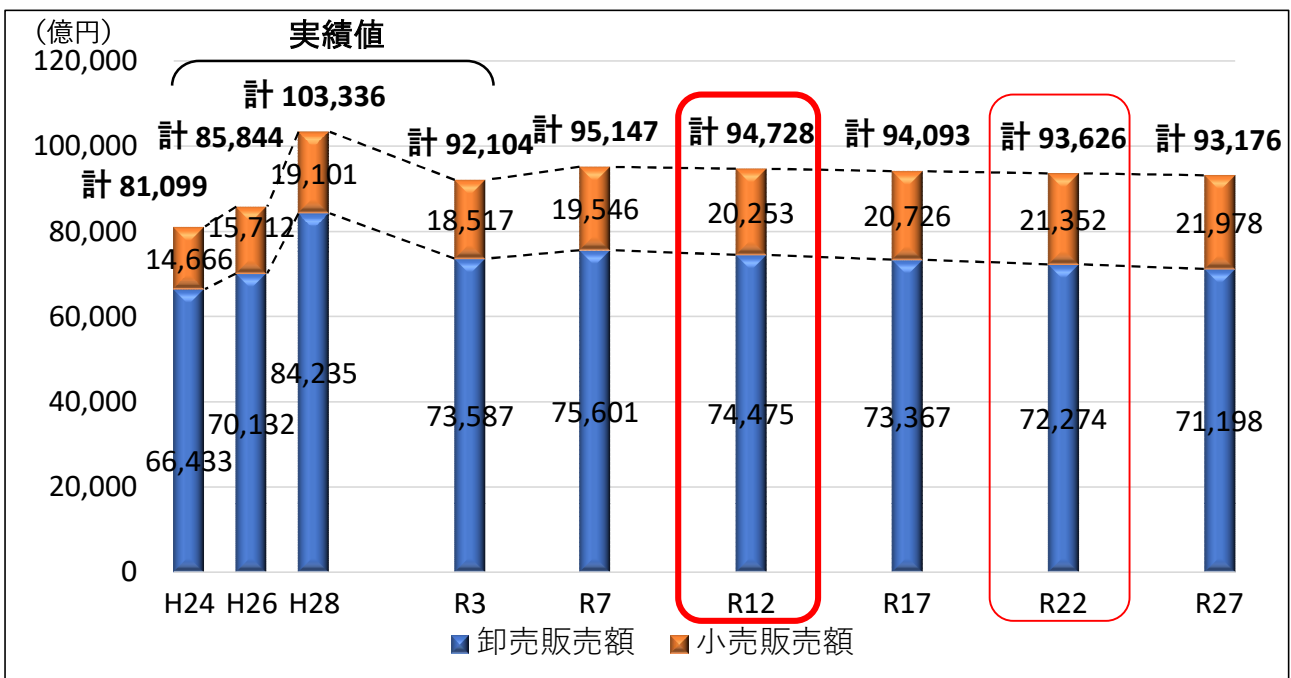
卸売販売額と小売販売額それぞれについて、過去の趨勢に基づき、将来値を推計した。

【仙塩地区】

○過去の**趨勢**に基づき将来値を推計。

○年間商品販売額

東日本大震災からの回復の影響により増加した年間商品販売額は、平成28年から令和3年はコロナの影響で減少したものの、販売額は維持する傾向にあるとみている。令和12年で**9兆4,728億円**、令和22年で**9兆3,626億円**と推計される。



資料:平成24～令和3年は商業統計調査、経済センサス
令和7年以降は商業統計調査、経済センサス等を用いて推計

図6 仙塩地区の年間商品販売額の推計値

■第8回見直しにおける産業の規模

【おおむねの産業規模】

区分		現況	令和12年	令和22年
生産規模	製造品出荷額等	24,647億円	28,346億円	32,193億円
	小売販売額	18,517億円	20,253億円	21,352億円
	卸売販売額	73,587億円	74,475億円	72,274億円

図7 第8回見直しにおける産業の規模

**仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(概要)**

**令和6年5月
宮城県都市計画課**

■ 仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）の概要

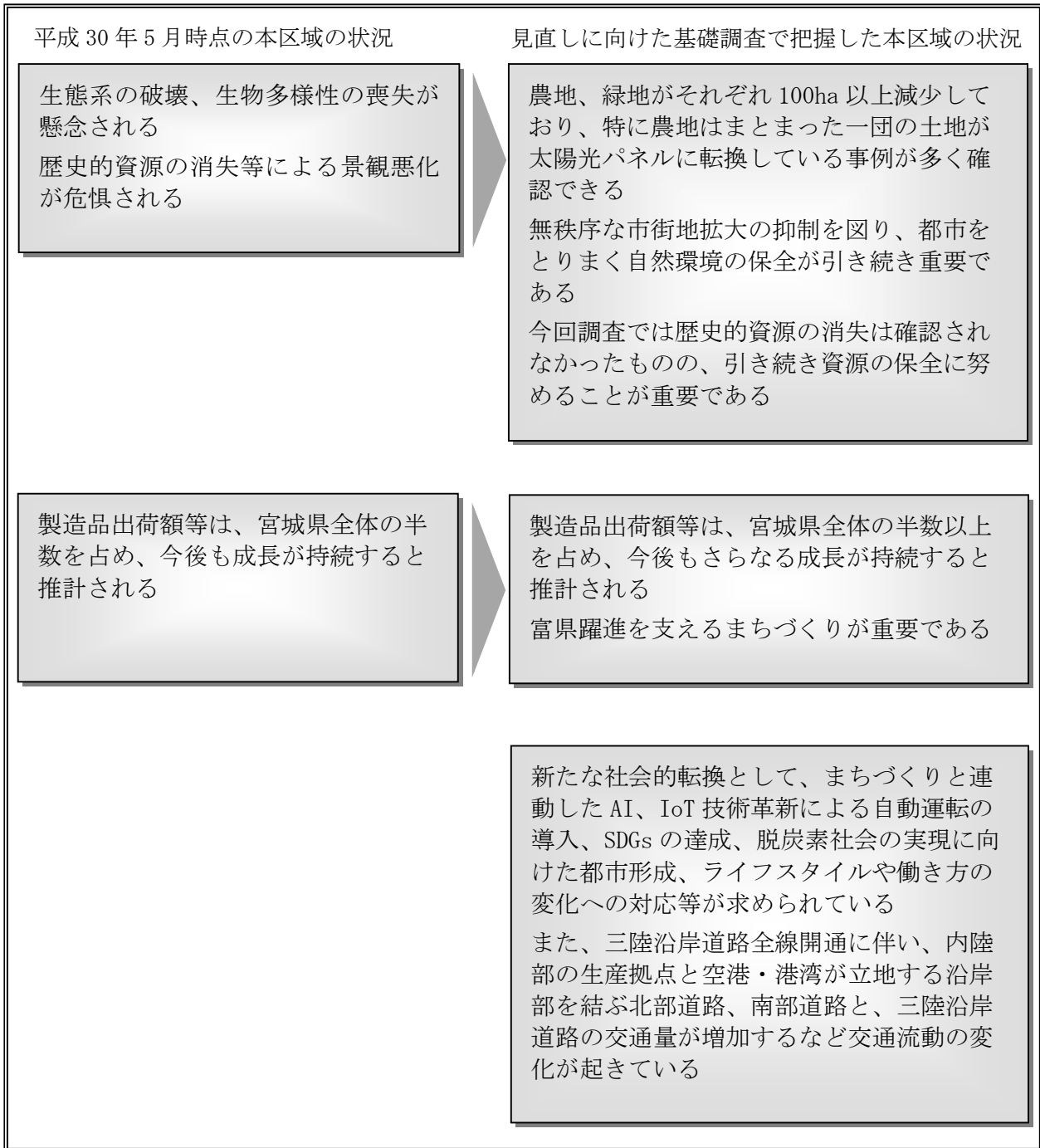
【変更理由】

都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化したことや内陸部も含めた「流域治水」の取組推などハード整備とソフト対策の一体的な推進を図ること、令和2年10月に改訂した宮城県の総合計画である「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県躍進」の実現や市町村の総合計画等も踏まえ、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を見直すもの。

序. 見直しに当たっての基本的な考え方

1) 仙塩広域都市計画区域を取り巻く状況の変化と課題

平成30年5月時点の本区域の状況	見直しに向けた基礎調査で把握した本区域の状況
<p>災害危険区域の指定や東日本大震災復興特別区域法により、市街化調整区域などにおいて集団移転などのための市街地整備が行われた</p>	<p>多くの地域でハード整備が完了し、今後は震災の記憶・教訓の伝承などのソフト対策の推進が重要である</p>
<p>拡散した市街地では居住の低密度化が進み、生活サービス機能の維持が困難となることが懸念される</p>	<p>本区域の市街地整備事業は、商業・工業に関する主要用途の拠点や人口密度が一定程度以上のゾーンで行われるなど適正な開発が進んでいる</p> <p>現状の容積率をみると、指定用途に即した土地利用がなされており、引き続き集約適地と周辺部に区分した適切な開発を促進する必要がある</p>
<p>地方部における人口減少・超高齢社会が急速に進行し、中心市街地の活力低下により地域経済の衰退が懸念される</p>	<p>本区域は、住民の殆どが市街化区域に居住しており、その人口は増加傾向にある</p> <p>市街化区域の人口は増加している一方で、市街化調整区域の人口は減少しており、市街化区域への人口の集約が確認できる</p> <p>市街化区域内の人口は、仙台市へ一極集中している状況にあり、今後も地方部における人口減少の進行と中心市街地の活力低下が懸念される</p>



2) 見直しにあたっての目標

- 目標1：人口減少・超高齢社会においても持続可能でコンパクトなまちづくり
- 目標2：激甚化・頻発化する災害に備える防災性の高いまちづくり
- 目標3：富県躍進のまちづくり資する活力あるまちづくり
- 目標4：豊かな自然環境の保全と調和したまちづくり

3) 市街化区域設定にあたっての基本的考え方

- 今後の新たな市街化区域の範囲は、生活・交通利便性の指標及び公共交通結節点からの距離などを踏まえて考えられる「生活・交通条件」が高い範囲内で設定していくことを原則とする。
- ただし、「新・宮城の将来ビジョン」における「富県宮城」を実現するために必要なものづくり産業の発展や研究開発機関の集積等に資する産業基盤の強化のための市街地の形成については、高速交通網や港湾・空港施設との連動性を重視し、インターチェンジからの距離などにより個別に市街地の範囲を判断する。

4) 集約市街地周辺部における市街地のあり方

- 「生活・交通利便性」が高い地域を人口・商業・業務など都市機能を集約すべき地域として明確化し、都市形成を展開する。
- 一方、その周辺部で、「生活・交通利便性」について一定の水準を保持している地域については、「ゆとりある居住環境」の形成と、過度に自動車交通に頼らない「地域完結型生活環境」の形成を目指すものとする。
- さらに、その外縁部に位置する「生活・交通利便性」に恵まれない飛び市街地などについては、地域コミュニティの持続性に配慮し、関係市町村と連携した地方創生の取組や住宅施策、集落の魅力向上などのソフト施策との連携を重視したまちづくりを検討していく。

A. 都市計画の目標

1) 都市づくりの基本理念及び基本方針

[都市づくりの基本理念]

① 人口減少・超高齢社会においても都市圏全体として調和の取れたコンパクトなまちづくり

人口減少・超高齢社会においても地域活力を維持するため、引き続きコンパクトな市街地の形成を目指すとともに、集約された地域を結節し、新たな技術の導入や交通インフラ施設等のバリアフリー推進、民間活力を生かした交通空白地域等の交通手段確保等、地域に適した柔軟な公共交通ネットワークを確保する。

また、新型コロナウイルス感染症を契機としたテレワークの進展に伴い、職住近接や二拠点居住などの多様な働き方へのニーズが高まる可能性があることを踏まえ、都市圏中心、地域中心、周辺部それぞれの特性を活かしつつ、働く場と居住の場の融合に対応したまちづくりを進める。

② 激甚化・頻発化する災害に備える強靱で防災性の向上が図られるまちづくり

沿岸部の津波防御施設の計画的な維持管理により長寿命化を推進するとともに、沿岸被災地への企業集積や新たな賑わい創出を促進する。

また、内陸部も含め、激甚化・頻発化する水災害に対応するため、「流域治水」の取組推進によるハード整備とソフト対策の一体的な構築を図る。

③ 「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる富県躍進の実現に資する活力あるまちづくり

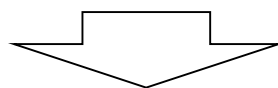
「ものづくり産業」の積極的な集積を引き続き促進し、製造品出荷額の向上に寄与する新たな産業拠点の形成と、これらの産業拠点と仙台塩釜港、仙台空港、インターチェンジ等を有機的に結びつける道路交通ネットワークの拡充を図っていく。

また、最先端の研究開発基盤である仙台市青葉山周辺地区の次世代放射光施設を中核とした企業等の研究部門の集積を図る。

さらに、都市機能や居住機能を都市の中心部へ誘導し、健全な市街地形成と都市基盤の強化を図るとともに、東京圏からの移住・定住や学生、起業家のUターンの増加を長期的に支える地域資源を活用した小規模・分散型のビジネス（なりわい）創出を促進する。

④ 豊かな自然環境の保全とそれらと調和したまちづくり

既存市街地への一層の都市機能の集積を図るとともに、無秩序な市街地の拡大を抑制することにより、都市を取り巻く水田や里山、沿岸域などの多面的機能の維持・発揮に向けた豊かな自然環境の保全と、それらと共生し、生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成といった自然環境が有する多様な機能をグリーンインフラとして活用した情緒豊かな都市空間の形成を目指す。



[都市づくりの基本方針]

① 人口減少・超高齢社会においても持続可能でコンパクトなまちづくりの推進

② 災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進

③ 富県躍進の実現に資する活力あるまちづくりの推進

④ 緑豊かな美しい自然環境の保全とそれらと調和したまちづくりの推進

2) 将来都市構造及び将来像

[将来都市構造]

人口減少・超高齢社会の更なる進行や新型コロナ危機による都市を巡る環境の変化が見込まれることから、引き続き、将来の目指すべき都市構造を『多核連携集約型都市構造』とする。

■ 将来都市構造のイメージ

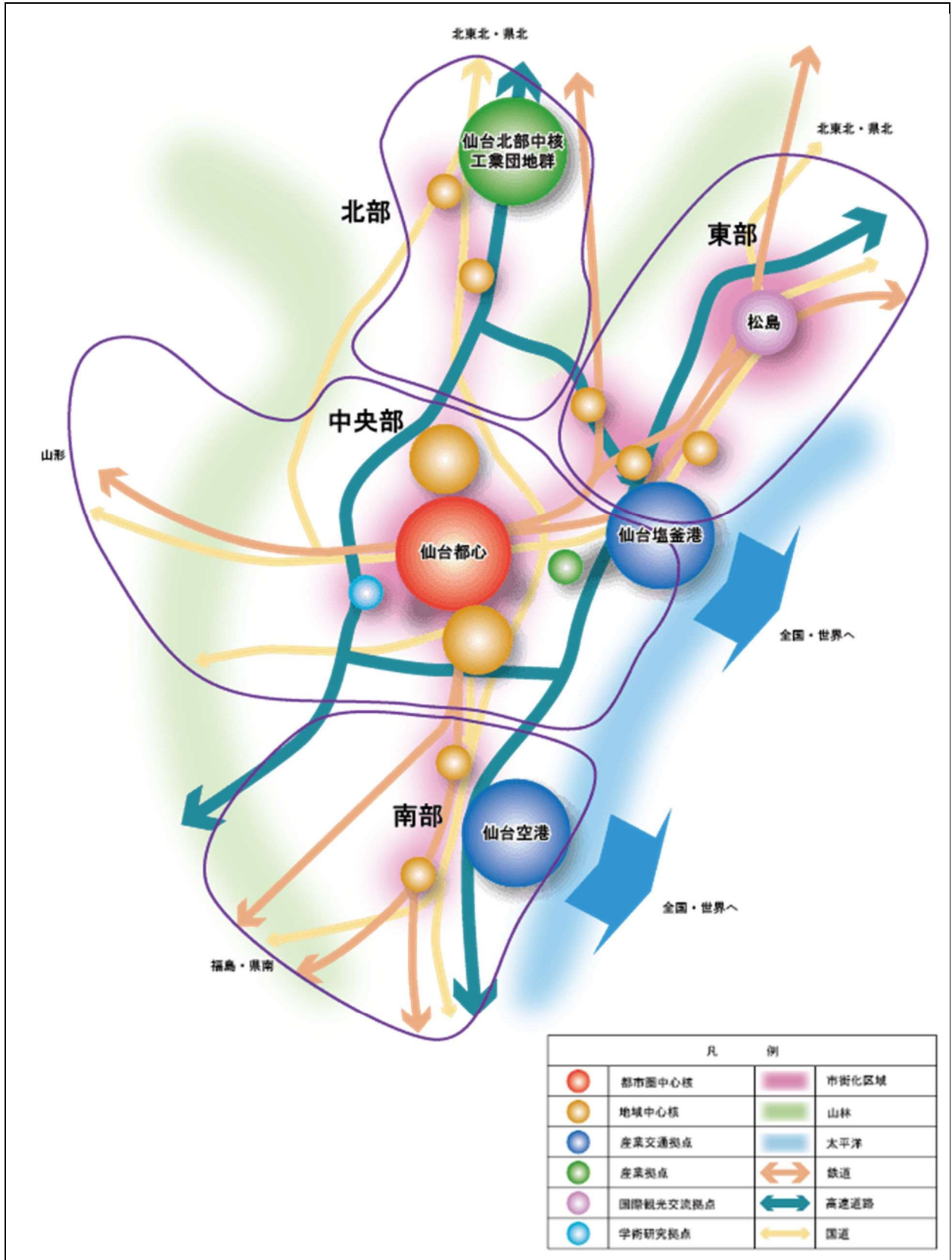


[将来の都市像]

本区域を中央部、北部、東部、及び南部の4つの地域に区分し、各々の特性を活かしつつ、各地域が広域鉄道軸、広域道路軸によって有機的に連携することで一体化し、より魅力ある区域の形成を目指していく。

地域	概ねの範囲	主要拠点
中央部地域	仙台市	仙台都心：都市圏中心核 青葉山周辺地区：学術研究拠点 長町地区、泉中央地区：地域中心核 原町東部地区：産業拠点 仙台塩釜港（仙台港区）：産業交通拠点
北部地域	富谷市、大和町 大衡村	富谷市、大和町の中心地区：地域中心核 北部中核工業団地群：産業拠点
東部地域	塩竈市、多賀城市 松島町、七ヶ浜町 利府町	特別名勝松島、志波彦神社鹽竈神社、特別史跡多賀城跡附寺跡、宮城県総合運動公園等：国際観光交流拠点 塩竈市、多賀城市及び利府町中心地区：地域中心核 仙台塩釜港（塩釜港区）：産業交通拠点
南部地域	名取市、岩沼市	名取市、岩沼市の中心地区：地域中心核 仙台空港：産業交通拠点

■ 将来都市構造のイメージ

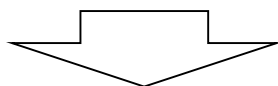


B. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の決定の有無

[区域区分の決定に係わる仙塩広域都市計画区域の状況]

- ① 大都市に係わる都市計画区域に該当
- ② 昭和45年から区域区分を指定
- ③ 様々な都市機能と県全体の半分を超える人口が集積
- ④ 各都市機能の集積が進行中で、適正な土地利用の誘導を図ることが必要
- ⑤ 効率的な交通ネットワークの形成とあわせた計画的な市街地の形成が必要
- ⑥ 豊かな自然環境の保全と、これらと調和する都市空間の形成が必要



[区域区分の決定の方針]

仙塩広域都市計画区域では、上記の状況を踏まえ、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、今後とも引き続き区域区分を定める。

2) 区域区分の方針

① 人口の規模（市街化区域のおおむねの人口）

区 域	現 況	令和12年	令和22年
市街化区域人口	1,419千人	1,422千人	1,395千人

注1) 現況は令和2年値(国勢調査、都市計画基礎調査)

注2) 令和12年値は今後新たに市街化区域に編入することを予定する区域の人口を含む

② 産業の規模（おおむねの産業規模）

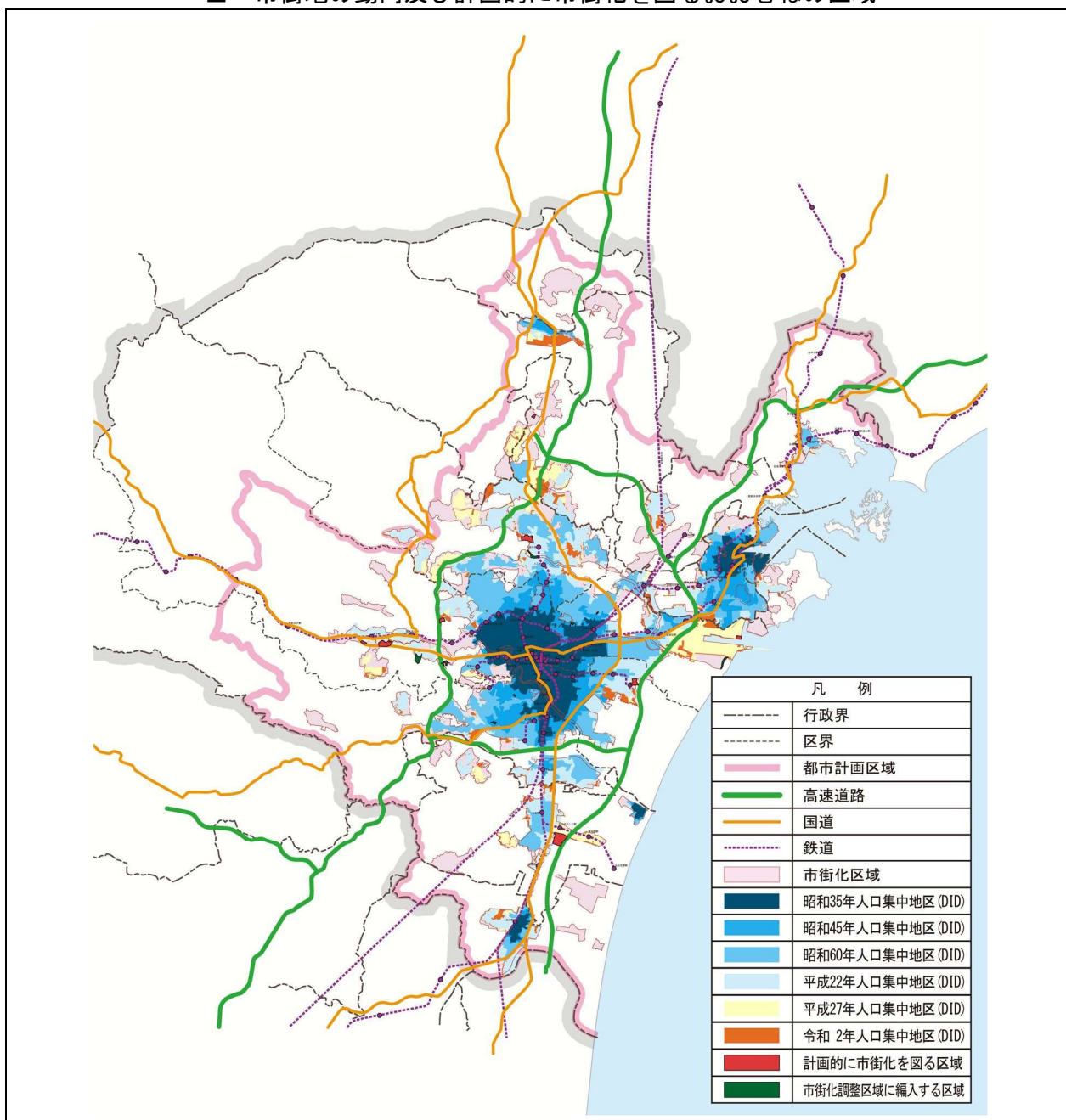
区 分		現 況	令和12年	令和22年
生産規模	製造品出荷額等	24,647億円	28,346億円	32,193億円
	小売販売額	18,517億円	20,253億円	21,352億円
	卸売販売額	73,587億円	74,475億円	72,274億円

注1) 製造品出荷額等の現況は令和元年、小売及び卸売販売額の現況は令和3年（行政区画）

注2) 小売販売額は消費者物価指数、卸売販売額は国内企業物価指数により、平成27年の価値に補正

注3) 現況値の出典資料は、製造品出荷額等が工業統計調査、小売及び卸売販売額が経済センサス

■ 市街地の動向及び計画的に市街化を図るおおむねの区域



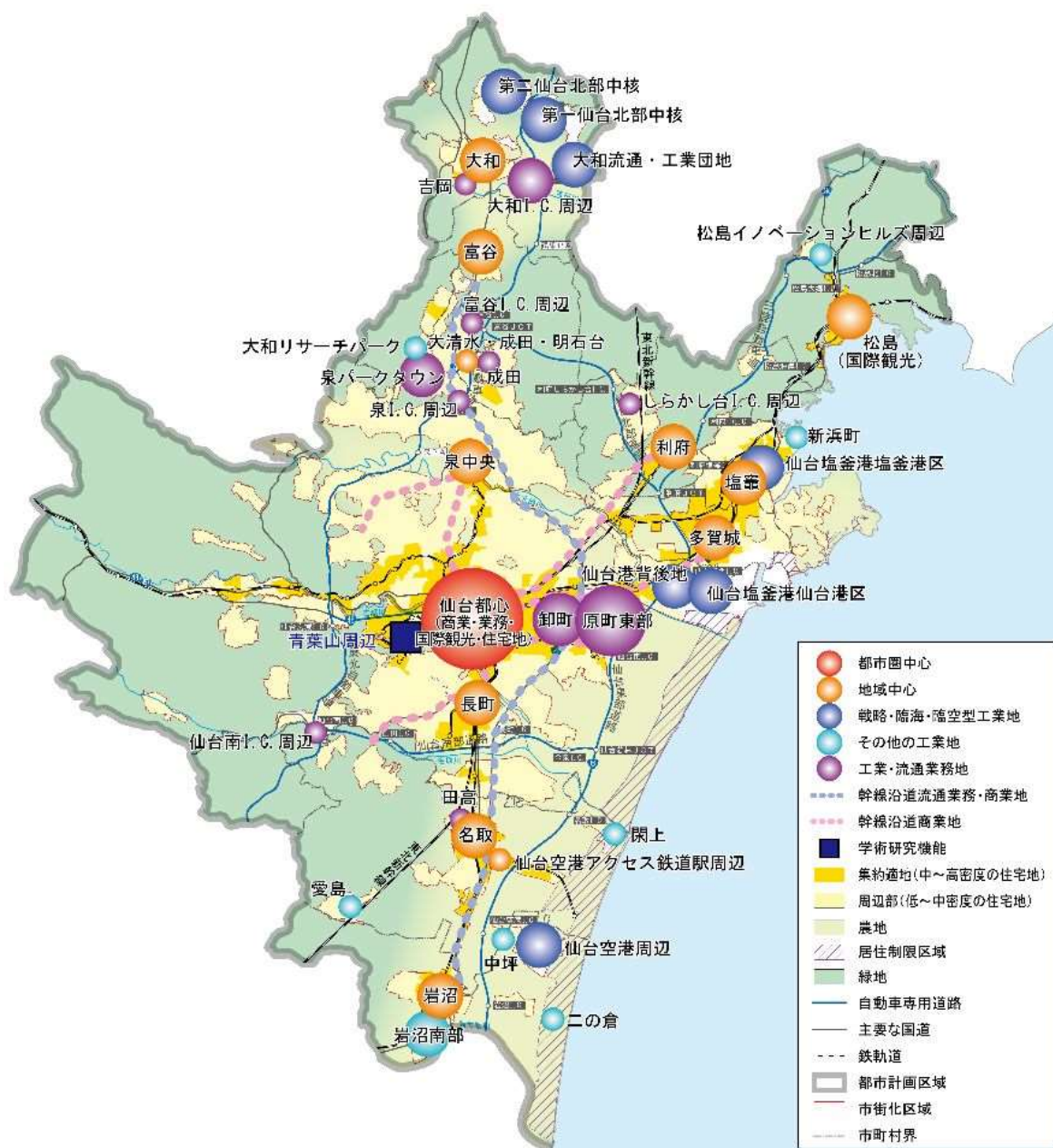
C. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

- 「多核連携集約型都市構造」の実現のため、関連計画における都市機能の位置づけ、多様な都市機能の集積状況、交通条件などを踏まえ、業務地、商業地、工業地、流通業務地、住宅地を適切な密度構成により配置し、良好な市街地の形成を図る。
- 人口減少・超高齢社会においても持続可能なコンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画を活用し、地域の特性を活かして都市機能誘導区域及び共重誘導区域を定めるなど適正な土地利用を誘導する。

■ 主要用途の配置の方針



② 市街地における建築物の密度構成に関する方針

- 都市圏中心・地域中心の商業地・業務地は高密度、それ以外の商業地・業務地は中密度の利用を図る。
- 既成市街地内の工業地・流通業務地は中密度、その他の工業地・流通業務地は低密度の利用を図る。
- 住宅地は、集約適地の中～高密度、周辺部には低層低密度の利用を図る。

③ 市街地における住宅建設の方針

- 地域コミュニティの維持や地域における災害への備え、多様なライフスタイルに対応したまちづくりへの要求を踏まえ、以下の3点を方針とする。
 - ◆「安全・安心で美しい住まい・まちづくりの推進」
 - ◆「頻発・激甚化する災害への備えの充実」
 - ◆「人口減少・少子高齢化に対応した地域共生社会の実現」

④ 市街地の土地利用の方針

- 土地の高度利用については、市街地開発事業の導入や地区計画制度の活用等により高度利用及び有効活用を図る。
- 土地利用の転換については、環境保全対策等の必要な対策を講じるとともに、周辺地域と調和のとれた計画的な土地利用の誘導を図る。
- 居住環境の改善又は維持については、コミュニティを維持するため、良好な居住環境形成を図る。
- 市街化区域内の緑地については、公園及び緑地等を積極的に整備、確保していくとともに、魅力ある景観形成や豊かな自然環境と都市との共生を図る。良好な環境や景観が残る地区については、保全及び風致の維持を図る。
- 市街地の安全性の確保及び向上については、住環境の改善と合わせて、災害に強い市街地の形成を図る。
- 公害防止又は環境改善については、周辺環境と調和のとれた土地利用計画に努める。
- 空き家・空き地については、適正な管理や有効活用を検討するなど、地域の実情に即した対策を行っていく。

⑤その他の土地利用の方針

- 東日本大震災から復旧した農地については、引き続き災害に強い主要な食料供給地としての保全を図る。
- 優良な農地については、市街地近郊農地の保全を図るとともに、不適切な土地利用転換の抑制や耕作放棄地の発生抑制・適正管理を推進する。
- 災害防止や自然環境形成の観点から必要となる市街化の抑制や資源の保全を図る。
- 秩序ある都市的土地利用のため、農林漁業の健全な発展と、その環境維持を図る。
- 計画的な市街地整備の見通しがある区域についての方針は次のとおり。
 次の条件を満たす場合は、市街化区域への編入を予定する地区として整備目的、区域等を明らかにする。
 - ◆地区計画等により、既に市街地が形成されている又は確実に見込まれ、かつ、既存の市街化区域に連担していること
 - ◆県及び市町村の総合計画等に位置づけられていること
 - ◆人口動向及び市街地の規模からみた宅地の供給等に応じた住宅地、都市的サービスの向上に寄与する商業・業務地、新・宮城の将来ビジョンにおける富県宮城を実現するために必要な工業地・流通業務地など、新たな市街地形成が必要であること
 - ◆自然公園区域等の区域を含まず、環境保全上支障がないこと
 - ◆工業地・流通業務地以外は既存市街化区域に隣接し、隣接する市街化区域内に広範囲な未利用地・空宅地がないこと
 - ◆計画目標年次までに建築等の需要が確実な地区であること
 - ◆生活・交通利便性が一定水準以上であること（工業・流通系を除く）

※第8回見直しにおける該当地区及び規模は以下のとおりとなる。

【市街化区域編入予定地区】

番号	市町村名	地区名称	開発目的	区域面積
1	仙台市	泉中央西	住宅地、商業・業務地	約21.4ha
2	〃	荒井駅北	住宅地、商業・業務地	約18.5ha
3	〃	上愛子樋田	住宅地	約4.8ha
4	〃	愛子東	住宅地、工業地、 商業・業務地	約24.3ha
5	〃	権現森山	工業地	約7.9ha
6	〃	柳生前原南	工業地	約0.1ha
7	〃	中野	工業地	約5.4ha
8	名取市	名取中央 スマートインター周辺	住宅地、工業地、 商業・業務地	約54.4ha
9	富谷市	日渡	工業地	約3.5ha
計			—	約140.0ha

さらに、市町村の総合計画等に位置づけられ、環境保全上支障がない区域のうち、本方針の目標を達成するために必要となる開発計画区域については、次のとおりとする。

◆仙台市、名取市、岩沼市、富谷市、利府町の生活・交通利便性が高い地域においては、都市機能の向上や基盤産業の活性化等を目的として商業・業務・住宅地の形成を図るものとする。

◆仙台市、岩沼市、富谷市、利府町、大和町の高速道路インターチェンジ周辺については、幹線道路及び空港港湾等物流拠点へのアクセス性や周辺基盤整備状況あるいは企業誘致活動の進展などを勘案しながら、富県宮城の実現に向けて、地域経済を力強く牽引する“ものづくり産業”の発展と“新技術・新産業”の創出を支える産業地の形成を図るものとする。

今後、このような区域については、計画の進展を図りながら具体的な開発計画等が確定するなど市街化区域編入予定地区が市街化区域へ編入される際の必要条件と同等の条件が満たされた段階で、農業、環境等の必要な調整を行い、市街化区域への編入を行う。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の方針

「多核連携集約型都市構造」を支える交通軸の形成を図るとともに、過度に自動車交通に頼らない環境配慮型の都市構造を実現するため、地域公共交通計画などと連携しながら、総合的な交通体系の形成を目指していく。

- 全国や海外との連携・交流を高める広域ネットワークの整備
- 「多核連携集約型都市構造」を誘導する都市交通ネットワークの形成
- 公共交通の利便性向上
- 交通需要マネジメント施策の推進
- 人にやさしい安心な地区交通環境整備
- 災害に強い交通施設の整備

② 下水道及び河川の方針

下水道については、老朽化施設の更新及び施設の耐震化等を推進し、アセットマネジメントにより、計画的かつ効率的な維持管理を図っていく。

また、市街化の動向及び見通しと十分に整合、調整を図り、効率的な施設整備を推進していく。

- 老朽施設の更新及び施設の耐震化の推進、計画的かつ効率的な管理
- 市街化の動向及び見通しとの整合、調整による効率的な施設整備の推進
- 汚水について、地域に適合した汚水処理施設の重点的な整備
- 雨水について、放流河川の整備との整合と下水道施設の整備推進

河川については、「流域治水」の考え方にに基づき、流域一体となった総合的な施設整備を進めていく。

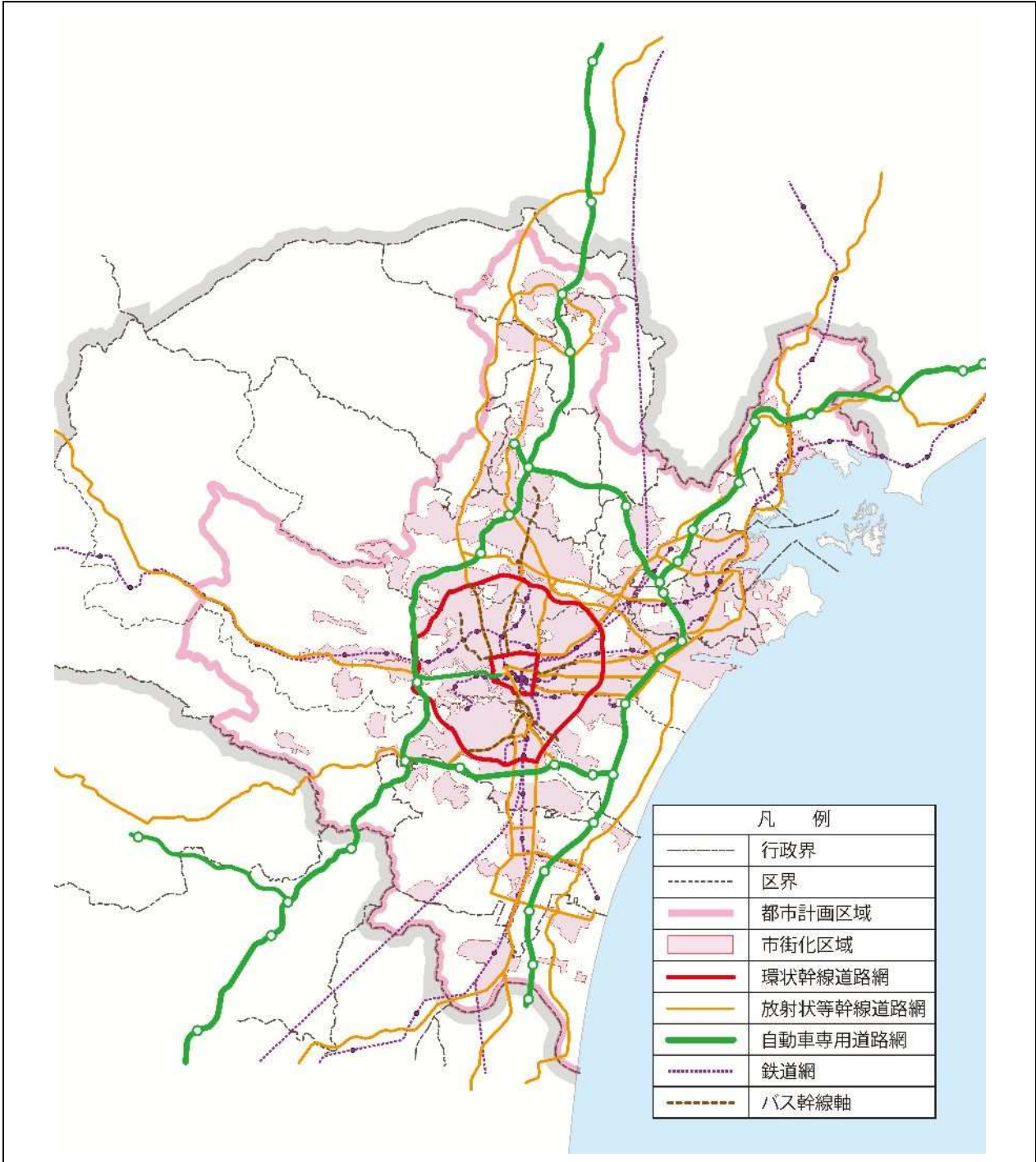
- 「流域治水」の考え方にに基づき、流域一体となった総合的なハード対策とソフト対策を推進
- 必要な治水対策事業の実施と防災調整池の設置などの市街地整備との連携
- 治水機能の確保、水源や動植物の生息・生育環境の保全、都市景観と調和した水辺景観の維持・創出、親水性などに配慮した河川整備の推進
- 河川空間を活かした「かわまちづくり」による親水空間の維持・保全の推進

③ その他の都市施設の方針

上水道、し尿処理場、ごみ焼却場については、生活環境の向上を図るため、各施設の整備、改善を進めていく。

さらに、文化、スポーツ、レクリエーションなどの各種施設や高次都市機能を担う各種施設等の充実、整備を図っていく。

■ 交通体系の方針



3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

集約市街地の形成を図るため、必要以上の市街地拡大を抑制し、「生活・交通利便性」が高い地域に市街地形成を支援することを基本的な方針とする。

①集約的地

「集約的地」のうち、「既成市街地」については、市街地の居住環境、防災性能等の改善を図っていく。密集市街地については、住宅市街地総合整備事業等の活用や適切な市街地開発事業の実施により、居住環境の向上に努める。

「計画的市街地」については、生活利便施設の整備や既成市街地と連絡する公共交通の整備とともに、住宅などの建設を複合的に促進し、生活・交通利便性の高い市街地の形成を図る。

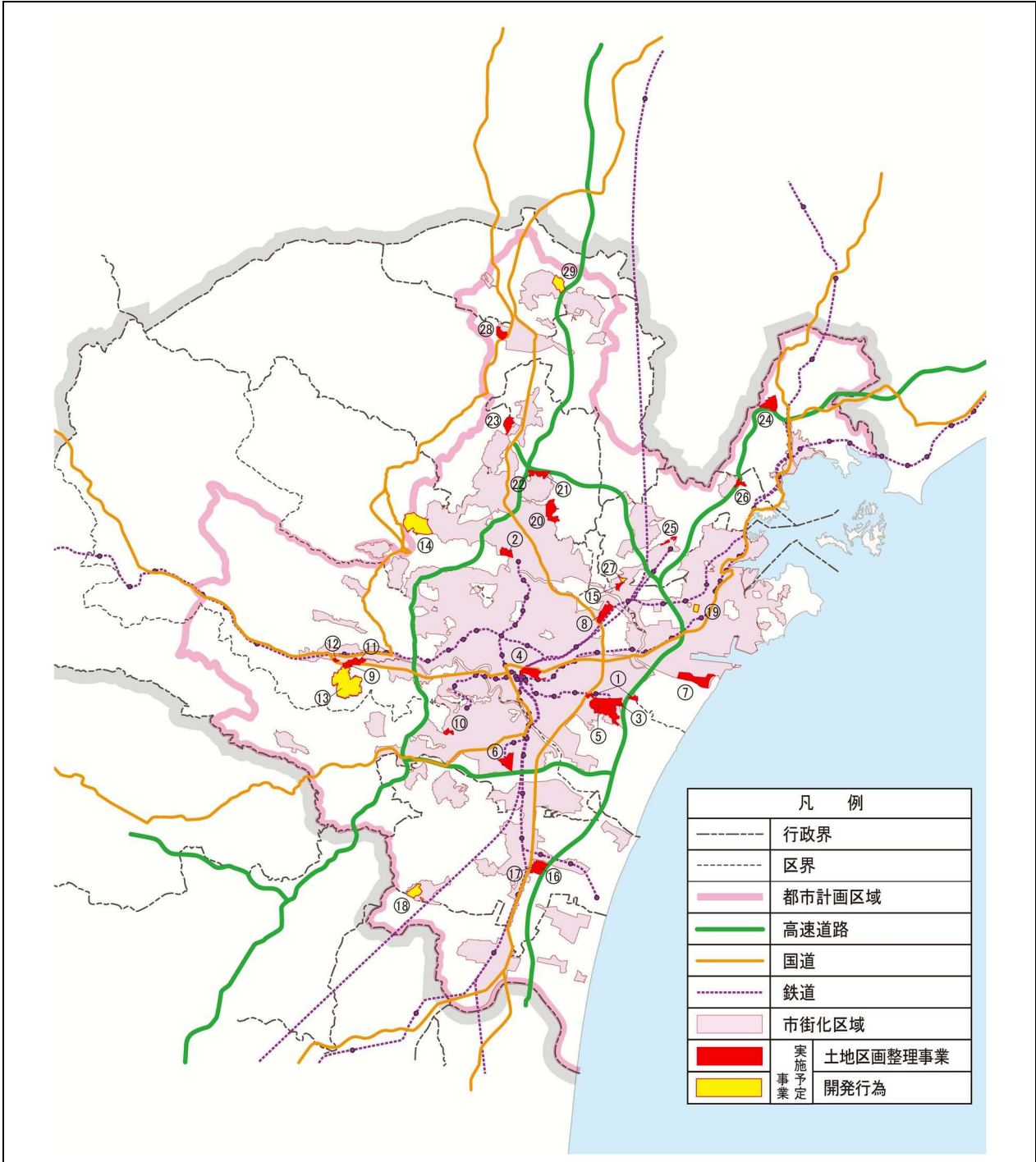
②周辺部

「周辺部」については、地域の実情や特性に応じた地域主体の移動手段を構築することにより、幅広し世代から受け入れられる、多様性のある市街地を目指す。

また、土地利用を転換し、必要な利便施設の誘導を図るとともに、様々な世代の人が集まり、楽しく過ごせる市街地の形成を図る。

子育て支援施設の誘導など、高齢者が参加できる環境をつくることにより、地域の活力向上を目指すなど、様々な角度から市街地形成の方向性を模索していく。

■ おおむね10年以内に実施することを予定する主要な市街地開発事業



4) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

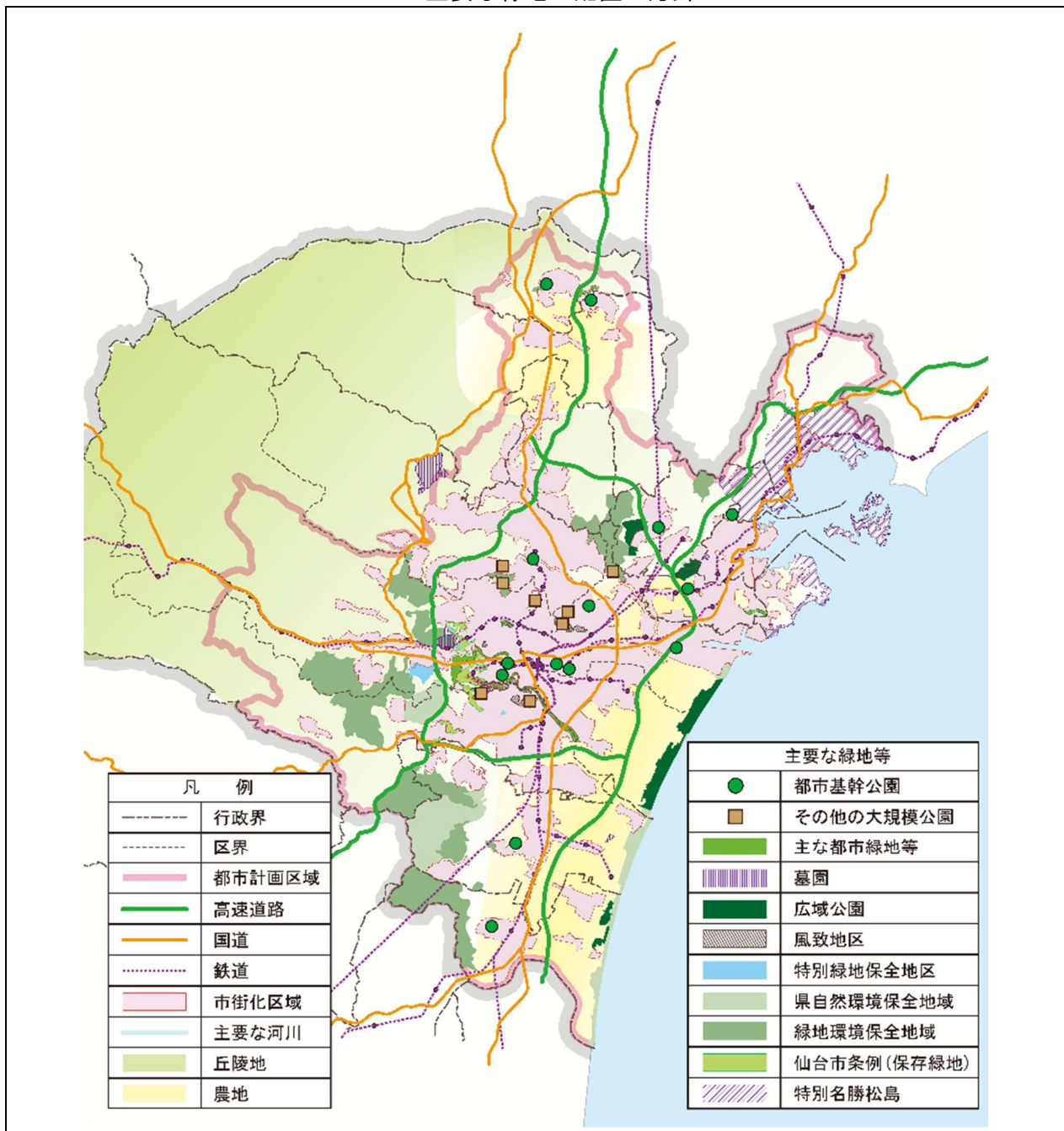
本区域には、市街地内や近傍における緑やオープンスペース確保に対する住民ニーズが高く、レクリエーションや自然とのふれあいの場をグリーンインフラとして適切に整備、保全していく必要があることや特別名勝松島に代表される優れた自然環境や歴史的風土が残る地区があることから、このような地区について、豊かで良好な自然環境の保全を図っていく。

市街地背後の丘陵地などを緑の骨格を形成する緑として位置づけ、自然環境、歴史的資源、公園・緑地の整備や保全を図るとともに、これらが有機的に連続した緑の形成を図っていく。

① 主要な公園・緑地の配置の方針

公園・緑地については、主として公園・緑地の存在機能に着目した環境保全系統及び歴史文化系統、都市景観構成要素としての機能に着目した景観構成系統、利用機能に着目したレクリエーション系統、防災機能に着目した防災系統の5つの系統ごとに均衡を図る。

■ 主要な緑地の配置の方針



5) 防災に関する主要な都市計画の決定の方針

①基本方針

東日本大震災などの過去の自然災害の教訓を踏まえ、防災機能の充実・強化を図るとともに、地震・津波に対する被害の実情と教訓の伝承などのソフト対策の充実を図り、災害履歴、各種ハザード区域に対する土地利用規制の強化に努める。

また、近年激甚化・頻発化する豪雨・土砂災害などについては、「流域治水」の考え方を踏まえ、あらゆる関係者が協働して水災害対策を行うとともに、危険な盛土などを規制し、未然に災害の発生を防止する。

②大規模災害に対する方針

大規模災害に対しては、多重防御や強靱な防災構造等の構築等の対策強化とあわせて、迅速な避難情報の発令や災害に関する情報提供の機能強化、避難誘導などのソフト対策により被害軽減に努める。

また、大規模災害に効果的に対応するため、広域防災拠点の整備を図るほか、発災後、迅速に復旧・復興が行えるよう行政機関の災害対策機能の強化などを図る。

③広域避難・輸送ネットワークの形成の方針

東北縦貫自動車道や三陸縦貫自動車道等、国道4号や国道45号等の広域的な幹線道路において、強靱で信頼性の高いネットワークの構築を図る。

並行する国道等を組み合わせたミッシングリンクの解消やダブルネットワーク化等の推進により、大規模災害からの速やかな復旧・復興が可能な対策を推進する。

仙台塩釜港の物流拠点機能の確保や仙台空港の輸送機能・拠点機能の確保を推進する。

仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 付図

